

鳥取県名誉県民規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県名誉県民規則の一部を改正する規則

鳥取県名誉県民規則（平成21年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、県の発展に顕著な功績があった者に対し、鳥取県名誉県民（以下「名誉県民」という。）の称号を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。</p> <p>（称号を贈る者）</p> <p>第2条 名誉県民の称号は、公共の福祉の増進、経済の発展、交流の促進、学術又は文化の振興その他県の発展に貢献し、その功績が特に顕著な者（<u>外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）又は県外に居住する者に限る。次条において「候補者」という。</u>）であって、知事が適当と認めるものに対して贈るものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、県の発展に顕著な功績があった<u>外国人</u>に対し、鳥取県名誉県民（以下「名誉県民」という。）の称号を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。</p> <p>（称号を贈る者）</p> <p>第2条 名誉県民の称号は、公共の福祉の増進、経済の発展、交流の促進、学術又は文化の振興その他県の発展に貢献し、その功績が特に顕著な<u>外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下「候補者」という。）</u>であって、知事が適当と認めるものに対して贈るものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。